

第49回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月18日（土曜日）午前10時

開催場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 キングルーム

※末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件

【株主様へのお願い】

新型コロナウイルスの接触感染防止のため、本総会開催場所においては、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に制限があります。つきましては、入場制限をさせていただく場合及び入場いただけない可能性があります。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、本総会におきましては、ご出席に代えて、極力、インターネット又は書面により、事前に議決権を行ってくださいよう株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、ご出席される株主様におかれましては、入場前の消毒液での手の消毒と会場内でのマスク着用にご理解とご協力をお願い申し上げます。

【当社の対応について】

- ・登壇役員及び運営スタッフは、事前に検温を実施して体調確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場入口付近に消毒液を設置させていただきます。
- ・粗品の配布、当社カタログ等の展示は中止させていただきます。

目次

第49回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
添付書類	
事業報告	8
連結計算書類	20
計算書類	32
監査報告書	41

株式会社 NITTOH

（登記社名 株式会社ニットー）

証券コード：1738

株 主 各 位

名古屋市中川区広川町三丁目1番地8
株式会社NITTOH
(登記社名 株式会社ニットー)
代表取締役社長 中野英樹

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**新型コロナウイルス感染症の感染への懸念が継続している状況でございます。株主様には、感染予防の観点から健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会への来場はお控えいただき、インターネット又は書面により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

事前に議決権を行使していただくにあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2022年6月17日（金曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月18日（土曜日） 午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 キングルーム
(末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第49期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.nittoh-info.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使 についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただく場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2022年6月18日(土曜日)

午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参
いただき、会場受付にご提出ください。

事前にご行使いただける場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2022年6月17日(金曜日)
午後5時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案
に対する賛否をご表示いただき、行使
期限までに当社株主名簿管理人に
到着するようご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2022年6月17日(金曜日)
午後5時00分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下
「スマートフォン用議決権行使ウェブ
サイトログインQRコード」をスマートフォ
ンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2022年6月17日(金曜日)
午後5時00分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙
に記載の議決権行使コード及びパスワード
をご利用のうえ、画面の案内に従って
議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

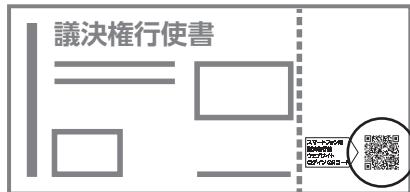
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

● 「スマート行使」によるご行使 ●

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

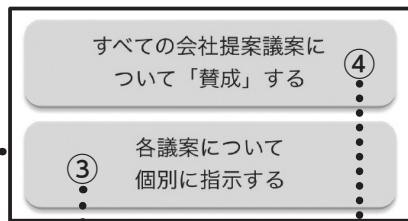


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③ 各議案について個別に指示する

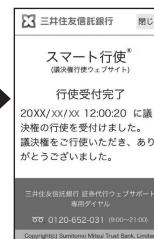


画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する

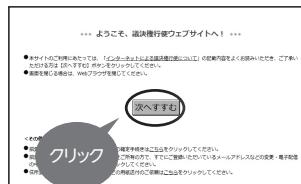


確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

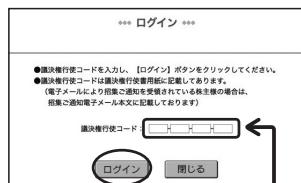
● パソコン等によるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



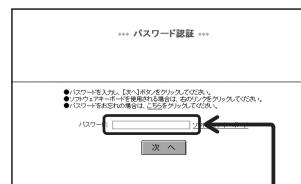
② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業領域の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、定款第16条（電子提供措置等）を新設し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。また、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (条文省略)</p> <p>第1条</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～12. (条文省略) (新設)</p> <p>13. 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第15条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則 (現行どおり)</p> <p>第1条</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～12. (現行どおり)</p> <p><u>13. 産業廃棄物処理業</u></p> <p><u>14. 前各号に附帯関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="394 170 508 198">(新 設)</p> <p data-bbox="160 352 489 379">第16条～第35条 (条文省略)</p> <p data-bbox="412 420 489 447">附 則</p> <p data-bbox="175 455 580 482">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p data-bbox="160 489 742 654">第48回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第27条の定めるところによる。</p> <p data-bbox="394 700 508 727">(新 設)</p>	<p data-bbox="813 170 1350 311">2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="765 352 1115 379">第17条～第36条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1017 420 1094 447">附 則</p> <p data-bbox="780 455 1185 482">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p data-bbox="765 489 1350 647"><u>第1条</u> 第48回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第27条の定めるところによる。</p> <p data-bbox="780 697 1161 724">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p data-bbox="765 731 1350 805"><u>第2条</u> 定款第16条(電子提供措置等)の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="813 813 1350 895">2 <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。</u></p> <p data-bbox="813 902 1350 954">3 <u>本附則は、2023年3月1日にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なかのひでき 中野英樹 (1963年4月5日生)	1988年4月 鹿島建設株式会社入社 1997年9月 当社入社 1998年6月 当社取締役管理部長 2001年6月 当社常務取締役 2004年6月 当社代表取締役社長（現任） 経営統括（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ビルワーク 代表取締役社長	156,000株
2	いとうとしろう 伊藤寿朗 (1967年3月30日生)	1990年3月 杉浦会計事務所（現 葵総合税理士法人）入所 1996年8月 当社入社 2003年5月 当社経理部長 2006年6月 当社取締役経理部長 経理、財務、IR、法務担当 2010年9月 当社取締役総務部長兼経理部長 総務、経理、財務、IR、法務担当（現任） 2014年4月 当社取締役経理部長（現任）	14,000株
3	すずむらかずや 鈴木和也 (1971年9月29日生)	1995年4月 名古屋牛乳株式会社入社 1995年12月 当社入社 2002年3月 当社名古屋営業所長 2006年7月 当社名古屋事業部長 2008年3月 当社建築事業部春日井営業所長兼岡崎営業所長 2010年4月 当社東海事業部副部長兼三河営業所長 2013年6月 当社取締役東海事業部副部長兼三河営業所長 2015年3月 当社取締役建設事業部長 2020年5月 当社取締役建設事業部長兼住宅メンテナンス事業部長（現任）	8,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	あさのあきと 浅野章人 (1964年11月11日生)	1988年4月 豊橋商工信用組合入組 1991年4月 当社入社 2007年4月 当社三河事業部豊橋営業所長 2007年7月 当社名古屋事業部三河営業所長 2010年4月 当社企画開発室課長 2011年4月 当社営業推進課課長 2015年3月 当社営業推進部長 2017年10月 当社総務部長兼営業推進部長 2020年6月 当社取締役総務部長兼営業推進部長(現任)	—
5	こばやしゆうじ 小林祐司 (1970年8月8日生)	1993年4月 糸重株式会社入社 1995年1月 当社入社 2002年3月 当社法人営業部設備課課長 2015年3月 当社法人事業部設備課課長 2018年4月 当社設備事業部長兼東海統括課課長 2019年4月 当社設備事業部長 2020年6月 当社取締役設備事業部長(現任)	2,900株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の選任理由について

中野英樹氏、伊藤寿朗氏、鈴木和也氏、浅野章人氏及び小林祐司氏は、すでに取締役として各担当職務において、豊富な業務経験を有しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及により、経済社会活動が正常化へと向かいながら、国内景気の回復への期待が高まりました。しかしながら、新たな変異株の出現による感染再拡大が長期化する厳しい状況が続いており、依然として、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

また、海外では新型コロナウイルス感染症による影響が緩和されてきている地域も多く、今後の景気回復への期待が高まっております。しかしながら、原油価格の高騰、感染再拡大による都市封鎖に伴うサプライチェーンの混乱、資源価格の高騰、原材料価格の上昇、為替相場の変動、ウクライナ情勢の地政学的リスクなど、さまざまな経済活動に影響を与える景気下振れリスクや金融市場の下振れリスク、政策動向による不確実性があり、今後、わが国へ与える影響が懸念されております。

このような経済状況のもとで、当業界におきましては、補助金などの住宅取得促進諸政策の拡充・継続延長、住宅ローン金利の低水準での推移などもありましたが、一方で、半導体不足に伴う一部の住宅設備品の不足、原油価格高騰やサプライチェーンの混乱などによる建設資材の価格上昇などの影響があり、依然として本格的な回復には至らない厳しい状況で推移いたしました。

このような経済状況のもとで、当社グループの建設工事業において、新築着工件数の低調な推移はあったものの、2020年5月の緊急事態宣言の発出時のような営業活動・工事施工活動の制限などの要因はなくなり、通常の実業活動の継続に向けて注力したことから、業績は回復いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は9,305百万円(前年同期比8.0%増)、営業利益は407百万円(前年同期比22.8%増)、経常利益は432百万円(前年同期比19.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は261百万円(前年同期比8.7%増)となりました。

なお、部門別の状況は、次のとおりであります。

① 建設工事業

建設工事業は、住宅の新築を含めた各種住宅リフォーム、集合住宅やマンションなどの中規模建設物の補修・修繕工事、中古マンション、中古戸建住宅のリノベーション再販、FRP防水、シート防水等の各種防水工事、ガス設備工事及び太陽光発電システム設置工事を中心としております。

新築建設物向けの工事件数は低調に推移したものの、既存の戸建・集合住宅などに対する補修・修繕工事に加えて、店舗などの商業施設に対する工事案件の受注に注力したこと、また、高効率給湯器の取替工事の増加、販売用不動産の売却件数が増加したことで、業績が伸長いたしました。

以上の結果、建設工事業の売上高は6,279百万円(前年同期比7.3%増)、営業利益278百万円(前年同期比12.5%増)となりました。

② 住宅等サービス事業

住宅等サービス事業は、住宅の保護という観点から、特に床下環境の改善及びシロアリ対策を中心としております。

取引先からの販売促進活動自粛要請が緩和され、通常の販売活動の実施により、既設住宅向けのシロアリ再予防工事の受注び床下環境改善の防湿商品の販売が増加いたしました。

以上の結果、住宅等サービス事業の売上高は1,250百万円(前年同期比13.9%増)、営業利益は178百万円(前年同期比13.5%増)となりました。

③ ビルメンテナンス事業

ビルメンテナンス事業は、首都圏のビルの窓及び外壁のクリーニング、マンション、公共施設などの清掃管理サービスを中心としております。

取引先からの要請に伴う作業の中止、延期が緩和され、作業件数が増加、また、前期に支出していた清掃スタッフの雇用継続のための休業補償手当がなかったことから、利益面でも改善いたしました。

以上の結果、ビルメンテナンス事業の売上高は1,776百万円(前年同期比6.4%増)、営業利益は199百万円(前年同期比36.3%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は2億2千万円であり、その主なものは、リフォーム店舗の新事務所建設及びリフォーム店舗の新事務所建設用地の取得に伴う支出などであります。なお、これらの設備投資資金は、自己資金及び借入金でまかなっております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

日本の景気動向は、新型コロナウイルスによる低迷から徐々に回復し、今後の本格的な回復が期待される状況です。一方で、ウクライナ問題など国際情勢は、予想しづらい状況が続いており、我が国への影響が懸念されます。昨年度においても、半導体を中心とする資材の不足や資材単価の高騰は、住宅建築業界にも大きな影響を及ぼしました。原油・天然ガスの高騰や円安は、さらに資材単価の高騰を招き、今後の動向が心配されます。

そうしたなか、住宅建築業界では、少子高齢化と住宅寿命の長期化による新築着工件数の減少は継続しており、一方で、メンテナンスやリフォームが必要な建設ストックは、数多く存在し、そうした需要は堅調に推移するものと予想されます。地球温暖化への対応は、住宅建設業界においても大きな課題であり、さらに化石燃料の高騰や政府の補助金等の施策により、対応が変化していくものと思われれます。

当社グループとして、そうした状況のなか、営業活動の自粛はほぼ無くなり、イベントなどの集客活動を活発に行い、需要を喚起してまいります。また、昨年度までは、外国人の入国制限などで、外国人需要の高い賃貸アパート関連のメンテナンス・修繕が低迷しましたが、通常の状態に回復することが期待されます。また、分譲マンションの大規模改修も、マンション管理組合の理事会がコロナ禍によりほぼ開催されず、コロナ禍の収束まで先送りされる状況でしたが、そうした需要も回復傾向にあり、また、自宅での滞在時間が増え、住宅内部リフォームの需要はあるものの、大規模な内部リフォームは、感染予防上敬遠される状況でしたが、今後の回復を期待しています。この2年間、コロナ禍で多くのことが先送りされましたが、建設物の経年劣化は進んでおり、技能員不足、資材不足、資材高騰などの対応も継続して取り組み、受注増に向け尽力いたします。戸建住宅から、集合住宅、商業施設、製造施設まで幅広く対応できるよう能力を高め、得意とする専門工事を維持しながら幅広く総合的に対応できるように努め、そうすることで新たな受注先の開拓や大型受注を図り、長期的に売上高の拡大に取り組んでまいります。

昨年度は、デアール名古屋東店を転居し、需要の拡大に備える体制づくりを実施いたしました。今年度は、デアール瑞穂通店を転居予定で、奈良営業所も大型化し、転居予定で今年度中に工事着工いたします。社屋への投資、社員の採用・育成に継続して努め、より強固な体制づくりに尽力いたします。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第46期 2019年3月期	第47期 2020年3月期	第48期 2021年3月期	第49期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上高(百万円)	8,884	9,066	8,618	9,305
経常利益(百万円)	343	360	360	432
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	221	248	240	261
1株当たり当期純利益	54円74銭	61円37銭	59円28銭	64円43銭
総資産(百万円)	5,852	5,913	6,339	6,512
純資産(百万円)	3,335	3,527	3,733	3,921

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第49期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡及適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ビルワーク	千円 10,000	% 100.0	ビルの窓、外壁のクリーニング作業 マンション、福祉施設などの清掃管 理業務

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
建設工事事業	ガス関連各種住宅設備工事(主に温水床暖房工事) 太陽光発電システム設置工事 その他一般住宅設備工事(空調及び各種冷暖房工事) 各種建築及びリフォーム工事 戸建注文住宅建築工事、設計、施工管理 土地などの不動産物件の販売、仲介、斡旋 FRP防水・シート防水、改修防水及びその他各種防水工事
住宅等サービス事業	シロアリ予防、駆除、再予防作業、防湿及び防湿剤作業 ハウスクリーニング作業
ビルメンテナンス事業	ビルの窓、外壁のクリーニングサービス マンション、公共施設などの清掃管理サービス

(8) 主要な営業所等

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	名古屋市中川区	三河営業所	愛知県岡崎市
春日井事業所	愛知県春日井市	セブンハウス事業部	愛知県岡崎市
東京中央営業所	東京都台東区	名古屋営業所	名古屋市中川区
東京西営業所	東京都町田市	岐阜営業所	岐阜県各務原市
甲信営業所	長野県松本市	京滋営業所	滋賀県栗東市
静岡営業所	静岡市駿河区	奈良営業所	奈良県磯城郡三宅町
北陸営業所	石川県金沢市	阪神営業所	大阪府豊中市

② 子会社

名称	所在地
株式会社ビルワーク	東京都台東区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
418名	5名減	42.5歳	11.6年

(注) 従業員数には嘱託者26名が含まれております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	300,000千円
株式会社愛知銀行	200,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 13,400,000株
- ② 発行済株式の総数 4,060,360株(自己株式7,257株を含む。)
- ③ 当事業年度末の株主数 905名
- ④ 大株主(上位10位)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ナカノコーポレーション	1,080,000株	26.64%
堀 由 紀 子	520,000	12.82
N I T T O H 社員持株会	168,500	4.15
中 野 英 樹	156,000	3.84
堀 裕 紀	150,000	3.70
奥 田 清 人	135,000	3.33
株式会社三菱UFJ銀行	90,000	2.22
内 藤 征 吾	83,400	2.05
株式会社愛知銀行	82,000	2.02
東邦瓦斯株式会社	60,000	1.48
住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社	60,000	1.48

(注) 持株比率は、自己株式(7,257株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中野英樹	経営統括 株式会社ビルワーク 代表取締役社長
取 締 役	伊藤寿朗	総務、経理、財務、IR、法務担当 経理部長
取 締 役	鈴村和也	建設事業部長、住宅メンテナンス事業部長
取 締 役	浅野章人	総務部長、営業推進部長
取 締 役	小林祐司	設備事業部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	上野茂	
取 締 役 (監査等委員)	長谷川敏也	公認会計士、税理士 税理士法人アズール 代表社員
取 締 役 (監査等委員)	矢崎信也	弁護士 ひのき総合法律事務所 パートナー 株式会社ソトー 社外監査役 株式会社サカイホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 取締役長谷川敏也及び矢崎信也の両氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、上野茂氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員長谷川敏也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員矢崎信也氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士として法令についての高度な能力・見識等を有するものであります。
5. 当社は、取締役長谷川敏也氏を、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
6. 2021年6月19日開催の第48回定時株主総会において、上野茂氏、長谷川敏也氏及び矢崎信也氏の各氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、就任いたしました。
7. 2021年6月19日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、常勤監査役加藤敬三氏が退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

これにより、各社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	固定報酬
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	5 名	34,740千円
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	3 名 (2 名)	6,660千円 (3,060千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	1,980千円 (1,020千円)
合 計	11 名	43,380千円

(注) 1. 上記には、2021年6月19日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって退任した常勤監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する決定方針に関する事項

2021年6月19日開催の第48期定時株主総会において、取締役の金銭報酬の額は年額200,000千円以内、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は年額100,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）であります。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する決定方針について、当社の持続的成長と企業価値向上の実現を図るため、個々の取締役の報酬の決定に際しては、それぞれの職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、2021年6月19日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

業務執行取締役の報酬は、それぞれの責任業務範囲及び責任の重要性を考慮し、過去の事業年度の責任業務範囲の業績を加味した報酬体系とし、固定報酬である基本報酬のみを支払うこととします。

監査等委員である取締役の報酬は、取締役会での重要な意思決定への参加など、その職務に鑑み、固定報酬である基本報酬のみを支払うこととします。なお、監査等委員である各取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定します。

3. 上記の金額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

4. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月19日開催の取締役会において代表取締役社長の中野英樹に取締役の個人別の報酬等の決定を委任する旨の決議をし、決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額であります。

これらの権限を委任した理由は、当社の規模、会社全体の業績を考慮し、公正かつ公平に各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役社長がもっとも適しているからであります。

5. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
社外取締役 (監査等委員)	長谷川 敏也	税理士法人アズール	代表社員	当社と税理士法人アズールとの間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	矢崎 信也	ひのき綜合法律事務所	パートナー	当社とひのき綜合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社ソトー	社外監査役	当社と株式会社ソトーとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社サカイホールディングス	社外取締役	当社と株式会社サカイホールディングスとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	長谷川 敏也	当事業年度開催の取締役会には、14回開催のうち全てに、また、当事業年度に開催された監査役会には、3回開催のうち全て、監査等委員会には、10回開催のうち全てに出席し、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々発言を行いました。
社外取締役 (監査等委員)	矢崎 信也	当事業年度開催の取締役会には、14回開催のうち全てに、また、当事業年度に開催された監査役会には、3回開催のうち全て、監査等委員会には、10回開催のうち全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々発言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

22,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬額の見積りの算定根拠などの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役及び従業員の職務執行が法令、定款、社内規程ほかを遵守し、適正かつ健全に行われるようにするための体制を強化いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「文書管理規程」に従って、取締役会議事録、稟議書などの重要書類、決裁書類を適切に保存及び管理し、取締役、監査等委員会、内部監査室が適宜これらを閲覧できることといたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理体制につきましては、取締役会、監査等委員会、内部監査室が連携し、経営活動に重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクを迅速に認識できるような体制づくりに努めます。また、具体的な対応については、その必要度に応じて、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、迅速かつ適切な対処ができるような体制づくりに努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しており、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めております。また、監査等委員会は、取締役会から独立した機関として内部監査室と連携し、取締役の職務執行を監視しております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社子会社は、代表取締役社長が統括しております。子会社の業績報告を定期的を実施しており、円滑な情報の収集、伝達に努めております。

当社子会社のリスク管理体制につきましては、当社の取締役会、監査等委員会、内部監査室が連携し、経営活動に重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクを迅速に認識できるような体制づくりに努めます。

当社子会社は、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しており、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努

めております。

当社子会社は、取締役及び従業員の職務執行が法令、定款、社内規程ほかを遵守し、適正かつ健全に行われるようにするための体制を強化いたします。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を配置しておりませんが、監査業務の充実のために、必要に応じて、取締役会と監査等委員会との協議のうえ、補助業務を担当する従業員を配置することといたします。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の従業員の評価、人事異動、待遇などについては、取締役会と監査等委員会とが意見交換を実施し、監査等委員会の承諾を得ることとします。

⑧ 取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、職務執行に関して重大な法令違反、定款違反、又は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実などを知ったときは、直ちに監査等委員会に報告することとします。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、内部監査室、監査法人との間で定期的に意見交換を実施し、意思の疎通、連携の強化を図ることとします。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制整備

当社は、社会的秩序や市民生活の安全、健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。また、必要な対応については、外部研修への参加による啓蒙や、警察や顧問弁護士など外部専門家と連携、相談を速やかに実施することとしており、組織的な対応ができる体制づくりをしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、2021年6月19日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

当社における業務の適正を確保するための体制といたしましては、取締役会、監査等委員会、内部監査室で、それぞれ実施しております。

取締役会は、取締役8名（うち、社外取締役2名）で構成しており、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項を決定しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成しております。監査等委員である取締役のうち、半数以上を社外取締役とすることで、独立性を

強化しております。監査等委員である取締役3名は、毎月1回以上の定例取締役会及び臨時取締役会に出席するほか、必要に応じて社内の重要会議に出席するなどして、取締役の職務執行を監視しております。年間を通じて実施されている内部監査の結果や必要に応じて実施される監査等委員会監査の結果について、代表取締役社長や監査法人との間で意見交換を実施し、意思の疎通、連携の強化を図っております。

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制といたしましては、当社の代表取締役社長がグループ会社の代表取締役社長を兼務しており、定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会に出席して、重要事項の決定及び当社への報告を実施しております。

また、内部統制システムの整備の状況は、社内に代表取締役社長直属の内部監査室(専任者1名)を設置しており、従業員の日常業務遂行につきましては、社長指示のもとで年間を通じ、当社各部門及びグループ会社も含めた内部監査を実施し、内部統制の強化に努めております。

さらに、リスク管理体制につきましては、取締役会、監査等委員会、内部監査室が連携し、リスク管理に努めており、必要に応じて、事業運営上の検討事項及び診断等については、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、随時適切なアドバイスを受けております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益配分を経営上の重要課題として認識しております。配当につきましては、継続的に安定した利益還元を実施することを基本とし、決定する方針を採っております。

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等とあわせて、業績や財務内容及び経済動向、配当性向及び純資産配当率などを総合的に勘案し、2022年5月10日開催の取締役会において、下記のとおり、剰余金の処分に
関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金14円 総額 56,743,442円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月2日

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,528,212	流 動 負 債	1,897,862
現金及び預金	1,314,540	支払手形及び買掛金	802,539
受取手形、売掛金及び契約資産	1,254,735	短期借入金	510,000
棚卸資産	877,444	1年内返済予定の長期借入金	70,392
その他	82,859	未払法人税等	91,529
貸倒引当金	△1,368	賞与引当金	111,310
		完成工事補償引当金	20,700
		その他	291,391
固 定 資 産	2,984,165	固 定 負 債	692,604
有形固定資産	2,573,680	長期借入金	118,432
建物及び構築物	942,749	退職給付に係る負債	403,947
機械装置及び運搬具	1,768	長期未払金	9,840
土地	1,617,552	その他	160,385
その他	11,609		
		負 債 合 計	2,590,467
無形固定資産	8,047	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	340	株 主 資 本	3,899,628
その他	7,707	資 本 金	186,072
		資 本 剰 余 金	145,813
投資その他の資産	402,437	利 益 剰 余 金	3,569,627
投資有価証券	60,010	自 己 株 式	△1,883
繰延税金資産	199,576	その他の包括利益累計額	22,281
その他	143,249	その他有価証券評価差額金	22,281
貸倒引当金	△400		
		純 資 産 合 計	3,921,910
資 産 合 計	6,512,377	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,512,377

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,305,794
売 上 原 価		6,848,060
売 上 総 利 益		2,457,733
販売費及び一般管理費		2,050,110
営 業 利 益		407,623
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,563	
受 取 手 数 料	3,912	
受 取 保 険 金	3,849	
そ の 他	26,959	36,285
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,220	
そ の 他	7,081	11,301
経 常 利 益		432,607
特 別 損 失		
減 損 損 失	33,377	33,377
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		399,230
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	148,594	
法 人 税 等 調 整 額	△10,514	138,080
当 期 純 利 益		261,149
親会社株主に帰属する当期純利益		261,149

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	186,072	145,813	3,350,492	△1,883	3,680,494
会計方針の変更に伴う 累 積 的 影 響 額			6,622		6,622
会計方針の変更を反映した当期首残高	186,072	145,813	3,357,114	△1,883	3,687,116
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△48,637		△48,637
親会社株主に帰属 する当期純利益			261,149		261,149
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)					—
当期中の変動額合計	—	—	212,512	—	212,512
当 期 末 残 高	186,072	145,813	3,569,627	△1,883	3,899,628

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	52,598	3,733,092
会計方針の変更に伴う 累 積 的 影 響 額		6,622
会計方針の変更を反映した当期首残高	52,598	3,739,714
当 期 中 の 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△48,637
親会社株主に帰属 する当期純利益		261,149
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△30,316	△30,316
当期中の変動額合計	△30,316	182,196
当 期 末 残 高	22,281	3,921,910

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1 社

主要な連結子会社の名称

株式会社ビルワーク

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社に該当する会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない.....時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均
株式等以外のもの.....法により算定）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販 売 用 不 動 産.....個別法

原 材 料.....総平均法

未成工事支出金.....個別法

及 び 仕 掛 品.....個別法
貯 蔵 品.....最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物.....定額法

その他の有形固定資産.....定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～38年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいており
ます。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事及び住宅等サービスに係る瑕疵担保の費用等に備えるため、完成工事高及びサービス売上高に過去の補修費の支出割合を乗じた額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、収益は、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は履行義務の充足から1年以内に受け取るため、重大な金融要素は含んでおりません。

① 建設工事業

建設工事業は、住宅の新築を含めた各種住宅リフォーム、集合住宅やマンションなどの中規模建設物の補修・修繕工事、中古マンション・中古戸建住宅のリノベーション再販、FRP防水・シート防水等の各種防水工事、ガス設備工事及び太陽光発電システム設置工事を中心としております。

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。また、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

このような工事請負契約については、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すと判断しているため、進捗度の測定は、連結会計年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

② 住宅等サービス事業

住宅等サービス事業は、住宅の保護という観点から、特に床下環境の改善及びシロアリ対策を中心としております。

住宅等サービスは、原則として住宅等サービスの提供完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

③ ビルメンテナンス事業

ビルメンテナンス事業は、ビルの窓及び外壁のクリーニング、マンション、公共施設などの清掃管理サービスを中心としております。

清掃管理サービスは、原則として清掃管理サービスの提供完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は工事完成基準を適用していた工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

(2) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方法に比べ、当連結会計年度の売上高は23,948千円増加し、売上原価は18,548千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ5,400千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は6,622千円増加しております。なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(3) 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

2. 「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

(2) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

これにより、連結計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント				その他	連結 計算書類 計上額
	建設工事業	住宅等サービス事業	ビルメンテナンス事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	6,269,829	1,250,316	1,776,390	9,296,536	—	9,296,536
その他の収益	9,257	—	—	9,257	—	9,257
外部顧客への売上高	6,279,087	1,250,316	1,776,390	9,305,794	—	9,305,794

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,162,355千円	1,169,672千円
契約資産	61,114千円	85,062千円
契約負債	13,740千円	33,320千円

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

販売用不動産の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

	当連結会計年度
棚卸資産（販売用不動産）	630,008千円

- ② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、主に自社で保有する新築分譲住宅、分譲用宅地及び中古不動産で構成される販売用不動産について、その正味売却可能額を算定するにあたり、個別物件ごとの販売予定価格と近隣相場の動向などを調査し、慎重に検討しております。

当該見積り及び仮定については、将来において、物件の個別性や不動産市況等の影響、また、一定期間保有し、時間が経過することによる価格の下落などの不確実性が高く、販売予定価格と正味売却可能額とに乖離が生じた場合、帳簿価額を正味売却可能額まで減額し、当該減少額を評価損として計上する可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて)

当社グループは、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、当連結会計年度の連結計算書類作成時点までに入手可能な情報に基づき、経済状況は緩やかに回復に向かうものの、業績への影響は一定期間続くものと仮定し、会計上の見積りを行っております。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響は不確実性が高く、今後の感染拡大の影響により、会計上の見積りに影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
土地	138,360千円
投資有価証券	12,807千円
合計	151,167千円
担保に係る債務の金額	
支払手形及び買掛金	139,717千円
短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	50,400千円
長期借入金	98,400千円
合計	588,517千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 391,530千円

(3) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	4,060,360株	—	—	4,060,360株

(2) 自己株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	7,257株	—	—	7,257株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月19日 定時株主総会	普通株式	48,637千円	12.00円	2021年 3月31日	2021年 6月21日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年5月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- (イ) 配当金の総額…………… 56,743千円
 - (ロ) 1株当たり配当額…………… 14円
 - (ハ) 基準日…………… 2022年3月31日
 - (ニ) 効力発生日…………… 2022年6月2日
- なお、配当原資については、利益剰余金であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行などの金融機関からの借入により資金調達を実施しております。なお、金融商品にかかるリスクを回避するため、原則として、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、与信管理規程に従い、財務状況等の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、株式であり、定期的に時価や発行先である上場企業の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は、主に短期的な運転資金(短期)及び設備投資に必要な資金(長期)の調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	60,010	60,010	—
資産計	60,010	60,010	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	188,824	188,824	—
(2) 長期未払金	9,840	9,091	748
負債計	198,664	197,915	748

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	60,010	—	—	60,010
資産計	60,010	—	—	60,010

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	—	188,824	—	188,824
長期未払金	—	9,091	—	9,091
負債計	—	197,915	—	197,915

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

「投資有価証券」は、上場株式のみであり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）及び長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	967円63銭
1 株当たり当期純利益	64円43銭

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失
愛知県長久手市	店舗事務所	土地、建物及び構築物他	21,671千円
岐阜県各務原市	事務所及び倉庫	建物及び構築物他	11,705千円

当社グループは管理会計上の区分に基づく事業拠点単位でグルーピングを行っております。上記資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、帳簿価額を将来キャッシュ・フローにより回収できる回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その評価額は不動産鑑定評価等に基づき評価しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目		金 額		科 目		金 額	
流動資産		2,550,383		流動負債		2,130,179	
現金及び預金		548,901		支払手形		89,145	
受取手形		12,142		工事未払金		638,571	
完成工事未収入金		858,069		営業未払金		45,064	
営業未収入金		101,305		短期借入金		920,000	
契約資産		85,062		1年内返済予定の長期借入金		70,392	
販売用不動産		630,008		未払金		70,706	
完成工事支出金		121,071		未払費用		57,822	
仕掛品		1,635		未払消費税等		38,804	
原材料及び貯蔵品		110,658		未払法人税等		47,514	
前払費用		6,871		預り金		3,768	
未収入金		67,133		賞与引当金		93,000	
その他貸倒引当金		8,892		完成工事補償引当金		20,700	
		△1,368		その他		34,690	
固定資産		3,078,404		固定負債		463,909	
有形固定資産		2,205,376		長期借入金		118,432	
建物	物	742,143		退職給付引当金		187,017	
構築物	物	57,110		長期未払金		9,840	
機械及び装置	物	1,768		長期預り保証金		148,620	
工具器具備品	品	4,261					
土地	地	1,394,207		負債合計		2,594,088	
建設仮勘定	定	5,885		純資産の部			
無形固定資産		6,461		株主資本		3,014,844	
ソフトウェア	ア	157		資本剰余金		186,072	
その他	他	6,304		資本準備金		145,813	
投資その他の資産		866,565		利益剰余金		2,684,842	
投資有価証券	券	50,365		利益準備金		13,700	
関係会社株	式	605,892		その他利益剰余金		2,671,142	
繰延税金資産	産	115,797		別途積立金		1,050,000	
差入保証金	金	92,623		繰越利益剰余金		1,621,142	
その他貸倒引当金	他	2,286		自己株		△1,883	
	金	△400		評価・換算差額等		19,855	
				その他有価証券評価差額金		19,855	
資産合計		5,628,788		純資産合計		3,034,700	
				負債・純資産合計		5,628,788	

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		
完成工事高	5,972,633	
不動産売上高	274,801	
サービス売上高	1,250,316	7,497,752
売上原価		
完成工事原価	4,647,948	
不動産売上原価	254,676	
サービス売上原価	635,299	5,537,924
売上総利益		
完成工事総利益	1,324,685	
不動産売上総利益	20,125	
サービス売上総利益	615,017	1,959,828
販売費及び一般管理費		
営業利益		1,784,027
営業外収益		175,800
受取利息及び配当金	51,305	
経営指 導 料	20,640	
その他の	22,759	94,704
営業外費用		
支払利息	10,460	
その他の	1,427	11,888
経常利益		258,616
特別損失		
減損損失	33,377	33,377
税引前当期純利益		225,239
法人税、住民税及び事業税	71,077	
法人税等調整額	△9,642	61,435
当期純利益		163,804

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金			資本剰余金合計
当 期 首 残 高	186,072	145,813			145,813	
会計方針の変更に伴う累積的影響額						
会計方針の変更を反映した当期首残高	186,072	145,813			145,813	
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						
当 期 純 利 益						
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)						
当 期 中 の 変 動 額 合 計	—	—			—	
当 期 末 残 高	186,072	145,813			145,813	
	株 主 資 本					
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 計		
		別 途 積 立 金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	13,700	1,050,000	1,499,353	2,563,053	△1,883	2,893,054
会計方針の変更に伴う累積的影響額			6,622	6,622		6,622
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,700	1,050,000	1,505,975	2,569,675	△1,883	2,899,676
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△48,637	△48,637		△48,637
当 期 純 利 益			163,804	163,804		163,804
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)				—		—
当 期 中 の 変 動 額 合 計	—	—	115,167	115,167	—	115,167
当 期 末 残 高	13,700	1,050,000	1,621,142	2,684,842	△1,883	3,014,844
	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計		
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計				
当 期 首 残 高	50,351	50,351		2,943,406		
会計方針の変更に伴う累積的影響額		—		6,622		
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,351	50,351		2,950,028		
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		—		△48,637		
当 期 純 利 益		—		163,804		
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△30,495	△30,495		△30,495		
当 期 中 の 変 動 額 合 計	△30,495	△30,495		84,671		
当 期 末 残 高	19,855	19,855		3,034,700		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法株式以外のもの……………により算定）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産……………個別法

原 材 料……………総平均法

未成工事支出金……………個別法

及 び 仕 掛 品

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物……………定額法

その他の有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物……………10～38年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいておりま

す。

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事及び住宅等サービスに係る瑕疵担保の費用等に備えるため、完成工事高及びサービス売上高に過去の補修費の支出割合を乗じた額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、収益は、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は履行義務の充足から1年以内に受け取るため、重大な金融要素は含んでおりません。

① 建設工事業

建設工事業は、住宅の新築を含めた各種住宅リフォーム、集合住宅やマンションなどの中規模建設物の補修・修繕工事、中古マンション・中古戸建住宅のリノベーション再販、FRP防水・シート防水等の各種防水工事、ガス設備工事及び太陽光発電システム設置工事を中心としております。

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。また、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

このような工事請負契約については、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すと判断しているため、進捗度の測定は、事業年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

② 住宅等サービス事業

住宅等サービス事業は、住宅の保護という観点から、特に床下環境の改善及びシロアリ対策を中心としております。

住宅等サービスは、原則として住宅等サービスの提供完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は工事完成基準を適用していた工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

(2) 計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方法に比べ、当事業年度の売上高は23,948千円増加し、売上原価は18,548千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ5,400千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は6,622千円増加しております。なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(3) 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

収益認識会計基準等を適用したため、当事業年度の貸借対照表において、新たに「契約資産」を「流動資産」に区分して表示することとしました。

2. 「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

(2) 計算書類の主な項目に対する影響額

これにより、計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

販売用不動産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した額

	当事業年度
販売用不動産	630,008千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社では、主に自社で保有する新築分譲住宅、分譲用地及び中古不動産で構成される販売用不動産について、その正味売却可能額を算定するにあたり、個別物件ごとの販売予定価格と近隣相場の動向などを調査し、慎重に検討しております。

当該見積り及び仮定については、将来において、物件の個別性や不動産市況等の影響、また、一定期間保有し、時間が経過することによる価格の下落などの不確実性が高く、販売予定価格と正味売却可能額とに乖離が生じた場合、帳簿価額を正味売却可能額まで減額し、当該減少額を評価損として計上する可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて)

当社は、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、当事業年度の計算書類作成時点までに入手可能な情報に基づき、経済状況は緩やかに回復に向かうものの、業績への影響は一定期間続くものと仮定し、会計上の見積りを行っております。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響は不確実性が高く、今後の感染拡大の影響により、会計上の見積りに影響を与える可能性があります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
土地	138,360千円
投資有価証券	12,807千円
合計	151,167千円

担保に係る債務の金額

工事未払金	139,717千円
短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	50,400千円
長期借入金	98,400千円
合計	588,517千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 298,754千円

(3) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	1,722千円
短期金銭債務	420,186千円

(5) 取締役に対する金銭債務

金銭債務	9,840千円
------	---------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	495千円
仕入高	109千円
販売費及び一般管理費	20,174千円
営業取引以外の取引高	80,915千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式

7,257株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金 530千円

賞与引当金 27,900千円

完成工事補償引当金 6,210千円

退職給付引当金 56,105千円

ゴルフ会員権 681千円

減損損失 16,280千円

棚卸資産評価損 4,885千円

その他 32,686千円

繰延税金資産 小計 145,278千円

評価性引当額 △20,971千円

繰延税金資産 合計 124,307千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △8,509千円

繰延税金負債 合計 △8,509千円

繰延税金資産の純額 115,797千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

車両運搬具についてはリース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社ビルワーク	直接100	役員の兼任	資金の借入（注1）	—	短期借入金	420,000
				利息の支払（注1）	6,300	未払金	186
				経営指導料の受入（注2）	20,640	—	—
				建物の賃貸（注3）	3,975	—	—

(注) 1. 資金の借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、担保の提供は行っていません。

2. 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し、決定しております。

3. 建物の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	748円73銭
1株当たり当期純利益	40円41銭

9. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失
愛知県長久手市	店舗事務所	土地、建物及び構築物他	21,671千円
岐阜県各務原市	事務所及び倉庫	建物及び構築物他	11,705千円

当社は管理会計上の区分に基づく事業拠点単位でグルーピングを行っております。上記資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、帳簿価額を将来キャッシュ・フローにより回収できる回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その評価額は不動産鑑定評価等に基づき評価しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社ニットー
(商号 株式会社NITTOH)
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 明紀子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加納 俊平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニットー(商号 株式会社NITTOH)の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニットー(商号 株式会社NITTOH)及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を示す、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社ニットー
(商号 株式会社NITTOH)
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅井 明紀子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加納 俊平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニットー(商号 株式会社NITTOH)の2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社NITTOH 監査等委員会

監査等委員 上野 茂 ㊟

監査等委員 長谷川 敏也 ㊟

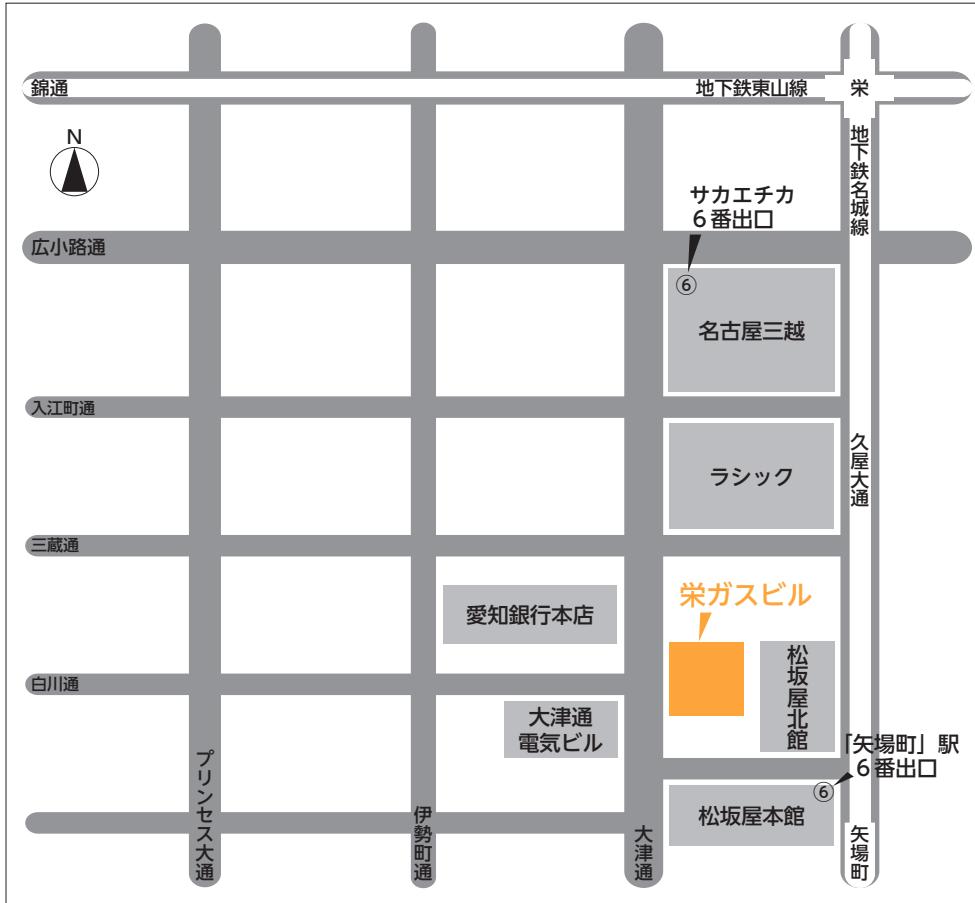
監査等委員 矢崎 信也 ㊟

- (注) 1. 監査等委員長谷川敏也氏及び矢崎信也氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
- (注) 2. 当社は、2021年6月19日開催の第48回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2021年6月19日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 キングルーム



交 通

地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 名古屋三越 北側
サカエチカ 6番出口より徒歩5分

地下鉄名城線「矢場町」駅下車 松坂屋北館 西側
「矢場町」駅 6番出口より徒歩2分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

